

## (学校設定科目) 『法と社会』

職業高校における法教育の実践 - 楽しく考えさせる授業をめざして

岐阜県立可児工業高等学校  
加納 隆徳

### < 目次 >

法教育について

「人権を考える」の指導と評価の計画

学習指導案「鉄腕アトムからロボットは権利の主体になりえるか  
を考える」

### < 発表の要点 >

- ・可児工業高校で学校設定科目を設置理由
- ・法（関連）教育とは何か？
- ・最近の法教育の動向（参考書籍・参考HP）
- ・可児工業高校での法教育の授業
  - ・単元の計画で工夫している点
  - ・授業のポイント
  - ・生徒の反応、効果
  - ・今後、この授業で展開していきたいこと  
（夏休みの裁判所や外部講師にきていただく授業等）

## 法教育について

### 可児工業高校で学校設定科目を設置した理由

近年、生徒の学ぶ力が低下していると言われている。そのため、問題解決学習や主題学習という言葉がよく登場してくることになる。たとえば、「確かな学力とは・・・自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力等」（「初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について」中央教育審議会 平成15年10月）といったように取り上げられる。

本校でも、この「生きる力」・「確かな学力」を身につけさせていきたいと考えている。特に、職業高校であることから、すぐに社会にでていく生徒たちに対して日々直面する問題に対応できる力を身につけさせることは大切である。そのために、2年生・普通科選択科目の中に、学校設定科目として『法と社会』と『地域研究』を開講した。この両科目では、社会とのつながりを実感できる授業を目指し、実践をしている最中である。

### 法教育とはなにか？

学校設定科目『法と社会』を説明する序論として、法教育とは何かを説明する。

法教育という言葉は、これまではあまり認知されてこなかった。しかし最近法務省に設置された法教育研究会を初めとして、法教育ということばが使われるようになってきた。元々、「法教育」という言葉はアメリカで使われていた言葉（LRE = law Related Education）の訳語である。（識者によっては『法関連教育』という言い方をする方をする場合もある。）法教育とは、中等教育以下の段階における、法に関する教育を指す。したがって、大学の法学部や法科大学院（ロースクール）などにおける法学教育（Legal Education）とは区別する。（大学教育の法学は法解釈学中心であった。）

法に関する教育は、これまでの中等教育において行われていないわけではない。それは消費者教育・人権教育・司法教育という形で行われてきた。しかし、これらの教育の目標は、

- ・消費者教育 だまされない消費者の育成
- ・人権教育 人を虐げる人をつくらない、または虐げられる人間を作らない社会の育成
- ・司法教育 トラブルを未然に防ぐ、また、トラブルになりそうになったときに法的な救済を活用できるような力のある人の育成

という形にまとめられる。

それに対して、法教育はこれらを包含または法を理解し、法を活用する人間の育

成をめざしている。(『法教育 21世紀を生きる子どもたちのために』関東弁護士連合会 現代人文社 2002)しかし、教員や大学などの研究者の法教育の一般的な共通認識ができあがっている訳ではない。

## 最近の法教育の動向

近時、法の重要性が認識されるようになってきた。(司法制度改革がすすみ、裁判員制度の導入問題など生徒自身にふりかかってくる問題になってきている。)そのため、中等教育において、法教育の研究・実践を目的とする団体等が設置されてくるようになってきた。民間の団体としては全国法教育ネットワークが設立され、活動を着実にやっている。法務省内にも法教育研究会が設置され、カリキュラム研究や教材例の開発等が行われている。また、弁護士会や司法書士会などの司法関係の職域団体も法教育の重視をしており、シンポジウムを多く実施している。最近のものだけでも平成15年10月に中部弁護士連合会が名古屋で、平成16年2月に日本司法書士連合会が東京で実施した。両シンポで法律実務家が学校へ出向き、教師とともに授業をつくることを進めていくことが確認された。

### 参考資料 (法教育全般)

#### 法教育に関する書籍 (最近のもの)

『法教育の可能性 学校教育における理論と実践』

全国法教育ネットワーク(編) 現代人文社 2001

『法教育 21世紀を生きる子どもたちのために』

関東弁護士連合会(編) 現代人文社 2002

『世界の法教育』 江口勇治(編) 現代人文社 2003

ジュリスト1266号(2004-4-15) 「特集 法教育の充実をめざして」 有斐閣  
月刊司法書士2004年1月号 「特集 『生きる力』となる法教育」

日本司法書士連合会

#### 法教育に関するHP

全国法教育ネットワーク

<http://www.jnlre.com/>

法教育研究会

<http://www.moj.go.jp/KANBOU/HOUKYO/>

ひろし先生.com(活水女子大)

<http://www.hiroshisensei.com/>

橋本康弘(福井大学)

<http://edu00.f-edu.fukui-u.ac.jp/~yhasimot/index.html>

茨城法教育研究会

[http://www.geocities.jp/lre\\_ibaraki/index.html](http://www.geocities.jp/lre_ibaraki/index.html)

## 「人権を考える」の指導と評価の計画

< 単元計画 >

人権について学ぶ

単元の目標

「ロボットに人権はあるか」というテーマにおける考察や、アメリカの黒人差別や公民権運動の歴史への理解を通して、人権とは何かや人権獲得の歴史について、身近な問題としてとらえ主体的に考える力を身に付ける。

単元ごとの評価基準

関心・意欲・態度	思考・判断	資料活用の技能・表現	知識・理解
人権問題を身近な問題としてとらえ、関心をもち、課題を見いだして意欲的に追究しようとしている。	ロボットの人権をテーマに人権とは何かについて考察している。 人権尊重の重みをアメリカの公民権運動の歴史の中から考察している。	人権問題について考察し、学習に役立つ情報を主体的に選択して、人権に対する自分の考えを適切に表現することができる。	人権の歴史について正しく理解し、人権が獲得されてきた過程についての知識を身に付けている。 人権をテーマに考察し意見を発表するという学習形式を理解し身に付けている。

各時間ごとの内容

(特に記録を残す評価)

1 ロボットにロボット権(人権)は認められるのか?			
	主な学習内容	主な学習活動・評価の観点	評価の方法・指導
1 時間 目 本 時	アトム今昔物語を読む。 ロボット(=アトム)に人権はあるのか。  物語内での、ロボット人権の歴史をみる。 まとめ	手塚治虫『アトム今昔物語』(講談社)を読んで、ロボットに人権があるかというテーマ設定を通して人権問題に関心をもつ。 【関】 ロボットの人権について考えることを通して、テーマについて考え、意見を述べるという学習の方法について理解する。 【知】 人権とはどのようなものかについて考察し、意見を発表することができる。 【思】【技】 人権確立の歴史について具体的な例を想定し、関心を高める。 【関】	興味関心をもって、プリントをみることでできたか。【関】 プリントへ意見記載  発問   プリントへ意見記載

2 黒人の人権について学ぶ			
	主な学習内容	主な学習活動・評価の観点	評価の方法・指導
2 時間 目	アメリカ独立宣言  アメリカ独立後社会  南北線戦争と奴隷解放 公民権運動の展開  まとめ	植民地がなぜ独立したかという理由を、「代表なくして課税なし」をキーワードに、納税の義務と参政権という視点から理解する。 【知】 アメリカの独立が白人中心で行われ、その後の社会でインディオや黒人の権利が軽視されたことを理解する。 【知】 アメリカ南北戦争を概観し、奴隷解放宣言とその後のアメリカについて理解する。 【知】 公民権運動を理解し、人権問題の重みを公民権獲得の歴史の中から考察する。 【思】 人権を獲得するのに非常に多くの犠牲があることを理解し、基本的人権が人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であることに関心を高め、その尊重の重要性と人権擁護への日常的な努力についての態度を養う。【関】	発問 歴史についてまだ、学習をしていないので詳しく解説をする。 発問   発問   身近にある気になる人権問題について意見を記述。レポート提出。

学校設定科目 『法と社会』

学習指導案「鉄腕アトムからロボットは権利の主体になりえるかを考える」

教科(科目)	公民科 学校設定科目 『法と社会』	単元名	人権を学ぶ
本時主題	アトムからロボットは権利の主体になりえるかを考える (1時間目/2時)		
本時の目標	1 ロボットに人権があるかというテーマ設定を通して人権問題に関心をもつ。 【関】 2 ロボットに人権があるかというテーマに対する考察と意見表明を通して、通常の講義形式(暗記中心の学習スタイル)とは異なる、考察と意見発表という学習スタイルを身に付ける。 【知】 3 人権とはどのようなものかについてロボットの人権を視点に考察し、意見を発表することができる。 【思】【技】 4 人権の確立について現実的にはどのような人権確立の歴史があるのかに関心をもち、次時の黒人の人権問題にたいして、関心や課題追究の意欲をもつ。 【関】		
指導の内容・ねらい	学 習 活 動	指導上の留意点・観点別評価	
・アトム今昔物語を読む (10分)	T: 今日の授業はみんなが知っている「アトム」の話です。 『芋塚治虫漫画全集』『アトム今昔物語』の概要をまとめた自作プリントを配布し、生徒に読ませる。	アトムを知ってるか発問をするなどして生徒の関心を引いた上でプリントの配布をしたい。(ほとんどの生徒が知っている)机間指導をし、プリントを讀んでいない生徒を讀むように指導をする。	
・アトム今昔物語の内容を確認 (10分)	『漫画の内容を確認する(発問)』 ・アトムはどここの時代にとばされたのか? ・アトムはその時代にどのような扱われたか?  この作品で、アトムは機械として扱われる。そのためアトム自身がそのような扱いに対して悩む。(サーカスに売り飛ばされたりする。)そのことについて生徒が発言するように促したい。	評価方法 【関】 発言  T: 「アトムは奴隷なのか？」と発問すると、効果的であった。	
・アトムと一体化してアトムの気持ちを探る	Question 1 なぜアトムは怒っているのだろうか?  S: 予想される解答 ・ロボットは奴隷と言われたから。 ・機械が人間扱いをしてもらえないということを知ってショックだったから。	アトムの気持ちを教員が代弁すると、生徒はよく発言をする。(なるべく、生徒はアトムの立場を理解して、問題意識を共有させたい。) 【思】 評価方法 発言	
・アトムにロボット人権はあるのか。	Question 2 だとすると・・・アトムにはロボット人権は認められるべきなんだろうか?  S: 今の意見をプリントに記入 生徒が書いた解答 「認めるべき」「認めないべき」という2者択一の解答をほとんどの生徒がしていた。(この時点では、まだ歴史的なものも知らないから、仕方がないと言える。) S: 教員側で指名をし、発表をする。 T: どちらの意見が多いか、挙手をさせる。(そのときに、生徒もほかの生徒の意見の状況を確認する。)  T: 「じゃあ、今のロボットにロボット人権を認めることができる?」 S: 全員の生徒が「できない!」と発言した。 T: 「なんで、アトムはこの時代に、ロボット人権があると思ったの?」 S: いろいろな説を言い出す 発言例: 「アトムは良いやつだから人権が特別に認められていた。」 「ロボットの性能がよいから、ロボット全体に人権が認められていた。」	評価方法 【技】【知】 プリント記入  ここでは、「アトムは良い奴だから人権(ロボット権)を認めるべき」という意見が多かった(アトムに対するヒーローのイメージがあるためだと考えられる。)  評価方法 【技】 発言	
・アトムの物語のなかでのロボット人権獲得の歩み	T: 「実は・・・アトムが生まれたときまでに、ロボットが権利獲得のために、人間と闘っているんだ。」	フィクションであることをしっかりと押さえた上で、プリントの表にまとめる。	

学校設定科目 『法と社会』

	<p>教師が、アトム物語内での、ロボット人権の話をする。(参考資料の本に詳細あり。)</p> <p>・物語内では、ロボットもロボット人権を獲得するために人間と対立しつつ、21世紀初めに『ロボット人権宣言』なるものが成立したおかげで、ロボットにもロボット人権が認められるようになった。</p>	<p>教員は生徒の感情移入を促すため、機械=アトムの側の気持ちに立つようにする。</p>
<p>まとめ(15分)</p> <p>・ロボット人権はあるのか?</p> <p>・次回に向けて</p>	<p>Question 3 この奇想天外な話・・・ロボットにロボット人権ってあるのかなあ?</p> <p>生徒に発表 Sの多くの答え ロボット人権を、人間の役に立つ範囲内なら認めてもよいという意見が多かった。また、「ロボットが犯罪を犯したらどなるのか?、人権という言葉の定義がおかしい・・・」などなど生徒の視点からいろいろを考えたことができたようである。</p> <p>T:この話はフィクションでしたが・・・人間の人権獲得の歴史も、同じ、いやそれ以上に過酷な歴史があって、いま私たちの人権があるのです。次回は、アメリカの歴史を通じて、人権の歴史を学ぶことにします。</p> <p>(注意 T:教員 S:生徒 の活動)</p>	<p>もちろん、現在の答えとしては無い。ただし、人間の思考回(AI)を搭載している機械や倫理的な問題はあり、問題の本質は深い。今回は、そこまで深入りはせず、身近な存在である「アトム」を通じて、人の気持ちを考えるきっかけになればよい。</p> <p>評価方法 【技】【知】 プリント記入</p> <p>人権獲得の歴史は遠いものではないということ、身近な漫画を通じて学習をさせたい。【関】 評価方法 行動観察</p>
<p>評価方法 評価規準に基づいて、プリント+発言(行動観察による)+定期考査をもとに、総合評価しています。</p> <p>この授業ではファイルを利用し、ポートフォリオ方式で評価を行っている。そのため、ファイルに評価に関する資料をまとめさせています。(生徒に対してはファイルの中に成績評価の対象になるものをいれるように指導しています。)</p> <p>生徒には難しい話かと思ったが、思ったよりも好評で、定期試験でも自分の多くの生徒がこの問題について、書いてまとめることができた。</p>		

- ( 参考文献 ) 矢野 達雄 『まんがからはいる法学入門』(新日本出版社、2004年)  
手塚 治虫 『アトム今昔物語 ~ 』 (株式会社講談社、1982年)

注1 アトム今昔物語 ~ のあらすじは以下の通り(関係部分のみ)

物語の設定上、アトムが誕生したのは2003年である。(アトム誕生後は、ロボットと人間が仲良く生活できていた。)そのなかで、アトムが原子力事故?(タイムトラベル)によって1969年にタイムトラベルすることになる。この時代にはもちろん、(人工知能内蔵の)ロボットはいない。そのために、アトムはロボットということで差別・虐待をされたり、まわりの人とのギャップを感じて生活することになるというお話である。

注2 生徒は雰囲気流されやすいため、授業の前半ではロボットに人権を認めるべきという立場、授業の後半では認めべきでないという立場に立つものが多い。であるから、教員はその生徒の多数派と反対の立場をとることによって、議論に深みがましてくる。

注3 法教育では時には正解のない問題がたびたび登場してくることになる。その問題に対処するためには、自分の価値観をもって、問題解決にあたらなければならない。このような形の教育はいままであまりしてこなかったために、難しい問題も多い。しかし、現実社会では、このような価値判断を伴う事例は多く出てくる。そのためにも、答えのない問題に挑戦させることに意義はある。

注4 指導上の注意にあげたが、「ロボットは心をもてるのか」というのは哲学(倫理)問いにもなっているものであり、議論が錯綜しないように注意が必要である。(参照:岐阜県教育委員会編『学力向上プラン 新指導要領の趣旨を実現する地理歴史・公民科』p126 「たのしく考えることをめざした倫理」平成15年8月)

注5 学校設定科目『法と社会』の年間到達目標として、情報編集力(メディアリテラシーよりも広義の意味で、情報を収集・編集・発信する力ととらえていただきたい。詳しく『情報編集力 ネット社会を生き抜くチカラ』(筑摩書房)や『世界でいちばん受けたい授業1・2』(小学館)藤原 和博(著)をご覧ください。)をつけさせたいと考えている。ただ、まだ授業が始まったばかりで、文章を書くことが苦手な生徒が多く、何か意見を書かせることによって自分の意見をもつことの大切さを認識させたいと考えている。

#### 指導上のポイント・考察

- (1) この授業案は「まんがから入る法学入門」の中から、高校生向けに手直しをした。内容について詳細は、参考文献を参照してほしい。
- (2) 集中力を持続させるために、各議論は10分程度に押さえた。また、生徒同士のディベートまではまだできないので、教員と生徒の議論・問答式という形式で授業を進めた。(年度の後半では、模擬裁判などを生徒がすることによって、生徒自身が動く授業を展開する予定である。)

#### 反省 生徒の感想から(授業全体の感想)

- ・法律に対する興味が深まった。
- ・具体的な話を多くしてほしい
- ・もっと生きていくのに役に立つ話をしてほしい。
- ・調べ学習よりも、人の話を聞く方がいい。

授業に対しては比較的好意的な意見が多かった。しかし、自分で調べることや自分で考え・まとめることなどが苦手な生徒も多いことがわかった。「生きる力」というものを、どのように定義するのは難しいところだと思いますが、自分で学ぶ力の育成をしなくてはならないと感じた。

#### そのほかの実践・これからしたい授業

そのほかの実践として、この夏休みには裁判所の方に見学に行った。

通常、裁判所見学というと、法廷見学中心になるが、今回は実際の刑事裁判を傍聴した。全員の生徒が裁判を始めて傍聴するというので、真剣に裁判を傍聴することができた。裁判所には事前に申請をしておき、裁判の方を見学させていただいた。裁判終了後、時間が少し余ったため、裁判長自ら生徒の質問を法廷で受け付けていただけた。生徒からは、「裁判員制度をどう思いますか？」や「万引きでも裁判になりますか？」などと、日頃の授業での疑問が時間一杯をぶつけられた。その後、書記官の方から裁判制度の仕組みと裁判員制度の説明も受け、生徒は大変理解できたようだった。

(中日新聞 2004年7月27日(火) 朝刊・可児東濃版)

生徒の感想をみると、裁判の流れがわかったとか、テレビと違って緊張感があったなどがあった。また、実際の裁判は手続きが事務的(早い)とおもったというものもあり、生の裁判を体験した感想はそれぞれあるものの、ほぼ全員の生徒が裁判所見学ができてよかったという感想であった。

中日新聞HPをご覧ください。: [http://www.chunichi.co.jp/00/gif/20040727/lcl\\_gif\\_010.shtml](http://www.chunichi.co.jp/00/gif/20040727/lcl_gif_010.shtml)

この授業の目標として、社会を身近に感じることができる授業をめざしている。今回の裁判所見学もその一環であるが、今後は、弁護士や司法書士などの現役法律関係者をゲスト講師で呼びたいと考えている。日弁連や日司連なども積極的に講師派遣事業をすすめているという話であるから、是非、現場の声を聞かせていきたいと考えているところである。

#### 成果と課題

公民の分野において法教育は経済教育に対して20年遅れているといわれている。経済教育では投資教育や金銭教育などいろいろと書籍や実践例も多くあるが、法教育についてはまだまだ途上の段階である。

今回の指導案にしても試行錯誤の結果であり、改善すべき点が多いと思っている。生徒たちに権利や義務という概念を授業する際に、「政治経済」などでは多くの時間をとって授業できなかつたりするので、今回は『法と社会』という教科で正面から取り組んでみた。生徒は覚えることが社会科(公民科)だと思っているところに、授業中に考えることを求められ、とまどっている生徒も多かったようである。この授業は27人と少人数の選択クラスで実践をしているが、この授業でやってきたことを、是非、ほかの公民科の授業でいかしていきたいと思っている。また、先生方では法教育の実践例がありましたら是非、教えていただいて、授業改善に取り組んでいきたいと思っています。